

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（案）に対する  
意見の募集結果

公開日 2010年07月09日

1 規則等の題名

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則

2 根拠法令・条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イ及び第108条

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2

運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2  
項第2号

3 公募する規則等の概要

運転免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳  
以上のものは道路交通法第101条の4第2項の規定により、認知機能検査を受ける必要  
があります。

公安委員会が委託して実施する場合は、公安委員会が行う審査に合格した者又は公安委  
員会が行う講習を終了した者が、認知機能検査を実施しなければならないこととされて  
いることから、当該審査及び講習の実施について必要な事項を定めるものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

当該意見公募は、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づくもの  
です。

5 規則等の制定日

平成22年9月1日（水曜日）

6 結果公示の日

平成22年8月30日（月曜日）

7 意見公募期間

平成22年7月9日（金曜日）から平成22年8月7日（土曜日）まで

8 提出された意見の数 - 0件

9 結果の概要

平成22年7月9日（金曜日）から平成22年8月7日（土曜日）までパブリックコメン  
トを実施したところ本件に対するご意見は寄せられませんでした。

10 結果資料等の入手方法

○高知県警察ホームページ

○高知県警察本部交通部運転免許センター

○高知県ホームページ

○県民室（県庁本庁舎1階）

○各福祉保健所（須崎を除く）

○須崎農業振興センター

11 担当課・連絡先

高知県警察本部交通部運転免許センター

電話 088 - 893 - 1221（内線 331）